

議 事 日 程 （ 第 7 号 ）

平成23年3月15日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 報第 2号 都市計画税に関する調査特別委員会調査結果報告

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第1号 水資源保全の為に新たな法規制整備を求める請願

請願第2号 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度

を求める意見書の提出を求める請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第17号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 4 議第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第19号 遊佐町吹浦簡易水道給水区域拡張事業分担金徴収条例の設定について

日程第 6 議第20号 遊佐町杉沢文化交流施設の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第 7 議第21号 障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例の設定に

ついて

日程第 8 議第22号 遊佐町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第23号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第10 議第24号 遊佐町立学校適正整備審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第12 議第25号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定について

日程第13 議第26号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第14 議第27号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定について

日程第15 議第28号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定について

日程第16 議第29号 遊佐町ふれあい広場及び遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定について

日程第17 議第30号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定について

日程第18 議第31号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について

日程第19 議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第20 議第33号 町道路線の廃止及び認定について

※人事案件の審議及び採決

日程第21 議第34号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第22 議第35号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第23 議第36号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第 2 4 議第 3 7 号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第 2 5 議第 3 8 号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第 2 6 議第 3 9 号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第 2 7 議第 4 0 号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

※発議案件の審議及び採決

日程第 2 8 発議第 1 号 指定精米工場の設置を求める意見書の提出について

日程第 2 9 発議第 2 号 鳥海山の湧水・地下水などの水資源を保全するための新たな法規制、条例規制

に関する意見書の提出について

日程第 3 0 発議第 3 号 2 0 1 1 年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度

を求める意見書の提出について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第 7 号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 4 名

出席議員 1 4 名

1 番	筒 井 義 昭 君	2 番	高 橋 久 一 君
3 番	高 橋 透 君	4 番	赤 塚 英 一 君
5 番	阿 部 満 吉 君	6 番	佐 藤 智 則 君
7 番	高 橋 冠 治 君	8 番	土 門 治 明 君
9 番	三 浦 正 良 君	1 0 番	堀 満 弥 君
1 1 番	阿 部 勝 夫 君	1 2 番	那 須 良 太 君
1 3 番	伊 藤 マツ子 君	1 4 番	高 橋 信 幸 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	小 林 栄 一 君	地 域 生 活 課 長	伊 藤 孝 君
健康福祉課長	東 海 林 和 夫 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	佐 藤 多 嘉 子 君
		教 育 委 員 会	
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 課 長	菅 原 聡 君
		選 挙 管 理 委 員 会	
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 一 彰 君	委 員 長	尾 形 克 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 金 野 周 悦 次 長 今 野 信 雄 書 記 斎 藤 浩 一

☆

本 会 議

議 長（高橋信幸君） おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時）

議 長（高橋信幸君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

また、本定例会に説明員として町長初め各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

ここで、広報担当係より議場内の写真撮影を要請されており、これを許可しましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、報第2号 都市計画税等に関する調査特別委員会調査結果報告について、特別委員会高橋冠治委員長より報告願います。

都市計画税等に関する調査特別委員会高橋冠治委員長、登壇願います。

都市計画税等に関する調査特別委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。私から報告させていただきます。

報第2号

平成23年 3月15日

遊 佐 町 議 会
議 長 高 橋 信 幸 殿

都市計画税等に関する調査特別委

員会

委員長 高 橋 冠 治

都市計画税等に関する調査特別委員会の調査結果報告

本委員会に付託された都市計画税等に関する調査について、審査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事件

遊佐町が都市基盤及び都市環境整備計画を実施するため都市計画区域のうち用途地域に課税をしてい

る都市計画税並びに都市計画事業について調査を行う。

2. 調査の方法

(1) 調査事件については特別委員会を7回開催し、平成19年度～21年度までの都市計画税の課税状

況、都市計画事業の実施状況、また町の財政状況について町長並びに関係担当課長から資料の提

出と出席を求め説明を受け質疑を行った。

① 計画された事業が計画どおり実施されたのか、また、都市計画税の課税状況はどのようにな

っているのか。

② 今後都市計画事業の認定を受け、都市計画税を導入して実施する事業はないのか。都市計画

税を廃止した場合、遊佐町の財政計画に及ぼす影響はないのか。

(2) 委員会条例第19条の規定により出席を求めた説明員

平成21年度

時田町長、本宮総務企画課長、佐藤地域生活課長、佐々木町民課長

平成22年度

伊藤地域生活課長、渡会町民課長。

(3) 小委員会では、現在課税をしている庄内町に出向き、都市計画事業と都市計画税の活用状況に

ついて調査をした。

3. 調査の結果及び意見

認定を受けた都市計画事業は今年度で事業は完了し終了する。

今後、新たな都市計画事業が予定されていないこと、また、将来において受益地域が限定された都

市計画事業等も想定されるが、その立案には相当の期間を要すると思われることから、都市計画税の

課税を平成22年度以降、当分の間停止をすべきであるとの意見が大勢であった。（平成22年1月19日

中間報告）

平成22年度には過疎対策事業の対象になったことなどから、合理的な事業を選択できるようになっ

た。

都市基盤整備に係る事業は、都市計画事業として認定されないが必要性や実現可能な事業であるか

今後、精査と検討を行い計画的に取り組まれない。

なお、特別委員会での意見の中には、次のような意見もあった。

- ・当初計画した事業が3ヶ年で終了し、その目的を達成されたのか。
- ・新たな事業計画を策定し課税を継続すべきである。
- ・新たな事業がなくとも課税は継続し、徴収した税金は基金として積み立てておくべきではないか。

・都市計画税の導入時にもっと議論し決めるべきでなかったか。

・事業計画がないのに課税を続けるのは好ましくない。

・都市計画税は廃止すべきである。

4. 調査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

5. 委員会開催日

「特別委員会」	第1回委員会	平成21年11月16日
	第2回委員会	平成21年11月30日
	第3回委員会	平成22年1月7日
	第4回委員会	平成22年1月14日
	第5回委員会	平成22年1月19日
	第6回委員会	平成23年2月18日
	第7回委員会	平成23年3月7日
「小委員会」	第1回委員会	平成21年11月27日
	第2回委員会	平成22年1月15日
	第3回委員会	平成23年2月15日
	第4回委員会	平成23年2月28日

以上です。

議長（高橋信幸君） 次に、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 水資源保全の為の新たな法規制整備を求める請願について、総務厚生常任委員会阿部満吉委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会阿部満吉委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（阿部満吉君）

平成23年3月14日

遊佐町議会
議長 高橋 信幸 殿

総務厚生常任委員会
委員長 阿部 満吉

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 水資源保全の為の新たな法規制整備を求める請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成23年3月2日・8日

以上です。

議長（高橋信幸君） それでは、請願第1号についての質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これで討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、請願第1号はこれを採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出を求める請願について、文教産建常任委員会土門治明委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会土門治明委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（土門治明君）

平成23年3月14日

遊佐町議会
議長 高橋 信幸 殿

文教産建常任委員会
委員長 土門 治 明

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第2号 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意

見書の提出を求める請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成23年3月2日・9日

議長（高橋信幸君） それでは、請願第2号についての質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

10番、堀満弥議員。

10番（堀 満弥君） 先ほどの請願もそうですが、この日にちが3月14日となっていますが、きょうは3月15日ですので……

（何事か声あり）

10番（堀 満弥君） 先ほど報告ありました都市計画税のやつも3月14日となっていますので、その辺の訂正をお願いしたいのですが。

局長（金野周悦君） それでは、ただいまの件について私のほうから説明をいたします。

皆様ご存じのとおり、昨日の日程に第2号以下にきょうの第1号以下が入っておりました。昨日は議会を延会しております。延会と散会が閉じ方ではありますが、散会というのはその日の日程がすべて終わった場合が散会になります。昨日の場合は記載してあった日程がすべて終わらないので、延会という形にしております。したがって、ただいまの日程につきましては私のほうでも調べましたが、きのう、要は本日これから審議する議案につきましても3月2日提出議案をこれから採決等に入るわけです。ですので、例えば組合議会などについても行った日にちで報告しているわけです。ですので、今回

については当初昨日の日程に入った分を昨日しないで本日に延ばしたという形になりますので、延会という形ですので、日程や日付についてはこのような形にさせていただきました。

議 長（高橋信幸君） 了解しましたか。

10番（堀 満弥君） はい。

議 長（高橋信幸君） これにて10番、堀満弥議員の質疑を終了いたします。
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、討論を終了し、採決いたします。
本案に対する委員長報告は採択です。
本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。
よって、請願第2号はこれを採択とすることに決しました。
次に、条例案件の審議、採決を行います。

日程第3、議第17号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件
を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） この特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正をする条例の設定についてであります。これは一定所管の常任委員会でも幾つか議論をいたしました。少し疑問点が残りましたので、お尋ねをいたします。

この内容については、常任委員会ではなかった分についてお聞きをいたしますので、よろしくお願いたします。これは、町長、副町長あるいは教育長の給料月額をそれぞれ79万3,000円、61万8,000円、59万4,000円に改めるというものです。それで、それを附則でそれぞれ58万8,000円、51万円、50万円にする、その期間を町長においては23年の4月1日から、これ平成ですが、平成25年3月18日、副町長は23年4月の1日から25年3月31日まで、そして教育長においても同時期にするというものであります。

そこで、お尋ねをいたします。附則で期間を定めたやり方、この期間を過ぎれば自動的にもとに戻るということなのか、このことをお尋ねいたします。

議 長（高橋信幸君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

附則でそれぞれの期間を定めてございます。この期間が過ぎた以降については、本則に定める金額に戻るという形になります。

議 長（高橋信幸君） 13番、伊藤マツ子議員。

1 3 番（伊藤マツ子君） そこで、このもとに戻るといふうな形になるというふうなことで、これまでかつては何度かこれを、これはたしか前町長の時代だったと思いますが、条例の改正提案をなされてきました。そういう条例の改正提案をなされなければ、自動的にいわゆるそれぞれの給料月額が79万3,000円、61万8,000円、そして59万4,000円になるというふうにして認識をいたしました。私は、これをなぜ町長がこういうふうな形にされたのかなというふうにして思います。これは、いわゆるこの審議会に諮問をして答申を出されてきた結果だというふうにしては認識をしておりますが、この社会情勢のもとでこれを、いわゆるその別表第1の部分ですね、あるいは教育長がまた別なところにあるわけですが、文書で明文化はされておりますが、これを手直しをしないで、これまでどおりでよかったのではないかというふうにして考えるものでありますが、これは社会情勢を考えた場合には当然見直しをすべきではなかったのではないかなというふうにして思います。その辺いかがお考えか、お聞きをいたします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、お答えさせていただきます。

私は、特別職の改定に当たってはまずすべてを見直してほしいと。平成12年からほとんど特別職の報酬等については遊佐町では見直しをされてこなかったという現実がありました。私は何も自分の給料を上げようとか、そんなつもりはないので、今自分の任期に当たっては、それはそれで今の附則を使った。そしたら実は遊佐町だけが条例で金額決まっている町で、山形県のすべての市町村がやっぱり自発的に幾ら減額しますよということに基づいて首長がそのときの判断により、また選挙公約で鮭川の元木村長さんは半分ですよという、それを村民と約束して、それがよしとしてそれを条例化して、それを条例ではなくて、本則ではなくて附則によってそれを定めているという現状。普通の町にしなければならぬのではないかと考えています。25年3月18日以降どなたが町長になるか私もわかりませんが、自分の任期についてはそんな形でやらせていただきたいと。

そ れ か ら 、 第 2 点 目 で す 。 -

3月議会で。そこだけを、特別職だけを前回見直したという経緯。私もよく一番近くそばにいた人間としてそれ知っています。だから、特別職の報酬と審議会が普通の町に普通に、それからまたその次の立候補する人が、いや、私は要らないと言う人も出てくるかもしれない、そんな形。どんな可能性も次に残して、そしてみずからがそれを選択していただく機会をつくる。それがやっぱり、山形県35市町村で普通のよその町と同じ状況にしていきたいと、そんな思いで答申を受けたと。庄内町は答申によって、だけれども条例でまたそれを減額しているということですから、金額だけ変ではないかという、特別職の報酬と審議委員会の結果を尊重してこの条例をさせていただいたという形です。

以上であります。

議 長（高橋信幸君） 13番、伊藤マツ子議員。

1 3 番（伊藤マツ子君） 若干この件については私が常任委員会でお聞きをしたときにそのようなお話が町長からもありました。しかし、せっかく下げたものをまた79万3,000円あるいは副町長、教育長に

ついでの部分についても含めてまたここで上げるというふうなことは、住民感情からしていかなものかなというふうな感じもいたします。

それから、もう一つは、今、先ほど私総務課長にも少し申し上げましたが、これは議会外の話ですが、いわゆる職員の給与がずっと下げ続けてきた中で、これは要するに県の人事委員会の動きに合わせてそのような対応をとってきたわけです。でも、その根底にはやっぱり経済情勢の悪化があるわけですね。そのような中で、わざわざここにこういう数値を持ってくるべきではなかったのではないかなというふうにして私は思います。いただくお金は附則のほうのお金でいただくのだというふうなことは、それはそのとおりだというふうにしては認識をしておりますが、ただこの期間が切れることによって自動的に、この新たな条例改正をしない限りは自動的に金額が、三役の金額がそれぞれ上がっていくというふうなことになるわけですね。これはなかなか住民の皆さんから言わせれば理解しがたいのかなというふうにして私は思います。その辺を考えたときにどのように思われるのか、その辺町長、お聞きいたします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 審議会というのは個々に、遊佐町議会でも消防団報酬安いのではないかとかいろんな議論が、指摘は受けていました。だけれども、10年ぶり、10年ぶりぐらいですか、それも半年以上かかってしっかり審議会で丁寧な答申を私はいただいたと思っています。それは、特別職のものについては当選した方がその時点で議会に附則、継続するかどうかのそれは選択すればいいわけでありまして、私が必ず18日、25年3月18日以降この職にあるという形、これわからないわけですから、それはそのときの方が決めればいいというふうに私は思っています。

以上です。

議 長（高橋信幸君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

9 番、三浦正良議員。反対の討論ですか。

9 番（三浦正良君） 反対討論です。

議 長（高橋信幸君） 6 番、佐藤智則議員。

6 番（佐藤智則君） 反対討論を行います。

議 長（高橋信幸君） 反対討論ですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ほかにないようですので、ただいま申し出のあった2名で行います。

それでは、反対の討論を許可いたします。

初めに、9 番、三浦正良議員、登壇願います。

9 番（三浦正良君） おはようございます。それでは、議17号に対する反対討論を行います。

まず、今回の東日本大震災の被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げ、復興に向かって災害に負けないで一緒に頑張ろう、日本国民と一緒に手を取り合って頑張ろう、遊佐からエールを送りたい、そして行動を起こしたいと思います。

さて、特別職の報酬等審議会設置条例を見ると、「町長は、議会議員の報酬の額並びに町長、副町長の給料の額に関する条例を議会に提出するときには、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くもの」とあります。これには消防団等の報酬等は含まれておらないようであります。消防団は、みずからの危険を顧みず、町民の安心、安全、生命、財産を守る大切な仕事であり、日ごろからその訓練を重ねております。今回の東日本大震災でも、自分の家を顧みず、公共を優先している活躍にはただただ手を合わせ、感謝だけであります。当町もすぐ対策本部を立ち上げ、そのもとで消防団の対応も素早く人的、物的、ライフラインの安全確認に回られ、特に老人家庭、ひとり暮らし等を初め、全戸の安全確認に対しては町民に喜ばれておりました。また、地域づくり、まちづくりの中心的団体であり、ボランティア的性質が強い団体であることも非常に我々心強いものであろうかなというふうにしております。今回の値上げは、むしろその額から見ても少な過ぎるのではないかなというふうにさえ思います。

反面、町長、副町長との役務は違います。選出の方法も異なります。今回議17号は、5つのものが1本の条例で提出されることにより、町民は理解しがたく思っていると思います。改めて町長、副町長等の報酬と消防団等の報酬とを別々にして後日に提出するべきと思われる。提出の方法については、執行側から見ればおまへは勉強不足だと言われるかもしれません。しかし、町民にわかりやすい行政は町民目線の行政であり、それが町民目線の根本であると思います。財政的視点で、23年度予算から見て町税11億50万円、人件費12億5,280万円と税収と人件費のバランスも崩れ、町債残高、22年78億円台、23年当初の8億円台、公債費も4,600万円減となっており、プライマリーバランスも流動的であります。町長は、昨日の予算審議特別委員会で、特別会計を含めて見ると非常に頭が痛いと言及をされており、国民保険税について施政方針で見直しをせざるを得ないと表明しております。また、予算審査常任委員会での説明では、国保基盤安定基金から1億5,000万円を繰り入れても5月ごろには1人当たり1万3,850円の値上げが想定されております。町の経済情勢は非常に厳しく、雇用の不安も募っております。町民税で22年1,100万円の減、23年で3,050万円の減、求人倍率も30人以上の状況であります。このような時期に民間であれば社長や取締役の給料アップという発想は出てこないものであろうと私は思います。固定金額から時限立法というようなことで、2年後には実質的には25.8%のアップの可能性のある条例の提出は行財政改革と町民主役のまちづくりの理念から理解できないものがあります。また、まちづくりの視点で三位一体改革から始まり、地方財政健全化法のもとで当町も行財政改革に必死に取り組んでおります。行政の外部評価委員会も発足をしております。議会改革も待ったなしで進められております。町民の負託にこたえられる町であり、議会であることが大切であります。

町長は、公約の一番に町民所得の向上と雇用の確保を挙げ、町民に訴えてきました。その成果の上がないうちに、また町の基幹産業の農業では米価の下落により大変な状況にあります。T P Pの問題で先の見通しのない農業、そして地域経済の中で、この時期にこの提案の提出は無理があろうかと思われまます。地方主権から見ても当町もまちづくり協会が各地にできて独自性のある参加と協働の新しいまち

づくりへと進んでおります。今までの横並びがベターな時代から各町村、各地域の個性を尊重しつつ、町民と町との信頼感、一体感がなお一層重要な大切なときであります。このときに、時限立法よりも固定金額のこの条例が町民に理解しやすいものだと思えます。

以上の点から、議17号原案に反対するものであります。皆様のご理解をお願いをいたしたいと思えます。

以上で終わります。

議長（高橋信幸君） 続いて、反対の討論を許可いたします。

6番、佐藤智則議員、登壇願います。

6番（佐藤智則君） 三浦議員からいろいろごあいさつ冒頭ございましたが、今月11日のあのよう、まだ現在も続いている状況にありますけれども、大災害で亡くなられた方々、被災をされている方々、そしてけが等で入院をされている方々、私も衷心から哀悼の意とお見舞いを申し上げ、また一日も早く復旧できるような、そんな体制であってほしい、そんなふうに関心から願っております。

議第17号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対としての討論を行います。今、町民は町に何を願い、何を求めているのか考えてみたい。長く続く地域経済の疲弊、閉塞的な状況にあって、みずからの生活基盤の揺らぎに懸命に耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んで、その生活基盤の崩壊ならぬように必死に町民皆さんが日々頑張っておられます。このような状況下において、町民一人一人が権利と責務における責務を果たすべく、町税という納付に自分の身を削る思いでのいわゆる血税というべき税納付をしていただいております。町長を初め行政三役並びに議員の給与、報酬は町民の血税の上にあることは言うに及ばずであります。自治体行政の最良の規範とするものは住民の安全、安心な暮らしであり、それには平素より住民の声、また声なき声を耳にし、その生活を直視して、今何をなすべきか、今後なすべきことは何かが適時、適切であることであり、住民生活を基軸とする町民の信頼、負託にこたえることであります。時田町長の言われる町民の声、町民の目線がしっかり行政に反映される町とはまさに町民の信頼が源泉であることは考察するまでもありません。このたびの特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、事の進めからすれば町長が特別職の報酬等審議会に諮問し、審議会から町長へ答申として返ってくるわけですが、以前より別表第3にある農業委員会委員を初め各種の組織委員や消防団員の給与、報酬については改善すべき意見があり、喫緊の課題としていたことは理解できるのですけれども、このことと町長、副町長、教育長の行政三長の諮問が同時でなければならない事由、またこのタイミングでなければならないことが私には理解できません。よって、行政三長の改正案並びに附則第2項、第3項については時期尚早の観点から反対いたします。

また、審議会が公平、公正の原則の上に立って他町の給与等にかんがみ、厳正、中立の立場からの給与改正する答申を出されたことについては敬意を表するが、自立の町として歩む遊佐町の今後の中長期的方向は人口減による就労人口の減に伴う税収減も相まって、紛れもなく縮減財政であり、当然ながら財政規律は突然に講ずるものではなく、事理、時宜に適合した適応が求められます。

3月11日には、まさに天変地異というべく今日までの歴史にない未曾有の大地震に大津波も相まって驚愕すべき大災害となりましたが、被害に遭った自治体の今後の再建、地域経済、そして住民の生活基

盤の今後どうなるのか、直面する現実に戻って、このことに思いをはせたときに、遊佐町はこれでよいのかと私は警鐘を鳴らし、反芻、熟慮していただくべく一石を投じ、私の討論発言といたします。

議長（高橋信幸君） 以上で討論を終了し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議第17号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋信幸君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時49分）

休

憩

議長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時45分）

議長（高橋信幸君） 時田町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

時田町長。

町長（時田博機君） 先ほど13番、伊藤マツ子議員の質疑の中で不適切と理解される発言について削減を求めるものであります。

議長（高橋信幸君） ただいまありましたように、13番、伊藤マツ子議員の質疑の町長答弁の中で不適切な発言があったので、取り消してもらいたいとの申し出がありましたので、これを許可し、発言を取り消すことにいたします。その件に関し、議員の皆さんからは特に異議もありませんでしたので、発言の取り消しは認めたものとして会議録から削除することといたします。

それでは、次に日程第4、議第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第19号 遊佐町吹浦簡易水道給水区域拡張事業分担金徴収条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 少しお聞きいたします。

まず、既設の簡易水道をつくったときには、このいわゆる分担金を徴収をしたのかどうかということのことを1つと、それから事業費の5%以内の規定というふうになっておりますが、分担金徴収の総額でありますけれども、それは金額的には幾らになるのか、お尋ねいたします。

議 長(高橋信幸君) 伊藤地域生活課長。

地域生活課長(伊藤 孝君) お答えをいたします。

吹浦簡易水道事業についての当初の中で分担金を徴収したのかどうかということではありますが、それは分担金を徴収したと記憶をしております。

なお、直世簡易水道につきましても、平成9年落伏地内の施設整備をしましたが、その段階でも5%の分担金を条例を制定して賦課、徴収をしております。

なお、今回の吹浦簡易水道の区域、箕輪地内の部分につきましては、平成21年度施設整備をいたしました。その部分についてでございますが、平成21年度箕輪地区の1工区、2工区に分かれて下水道工事をやりましたけれども、それに伴いまして水道管の布設工事を実施しております。そのトータルが2,803万5,000円ありますので、その部分の100分の5ということで140万1,750円、これが賦課の、分担金の徴収限度額がここにこの額になっておりまして、それに対します受益者が公民館を含めて20戸となります。それで、これを割り返しますと1戸当たり7万円という形で、今回は7万円の分担金を徴収をするという形での条例であります。

以上です。

議 長(高橋信幸君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 7万円の分担金を徴収をしたいというふうなお話がありました。あの上水道については加入金だけではないのかどうか、その辺その簡易水道と上水道との関係で見た場合はどうなのか。今、上水道は加入金はたしか4万円だというふうにして認識をしておりますが、その辺の上水道の関係も含めてお尋ねいたします。

議 長(高橋信幸君) 伊藤地域生活課長。

地域生活課長(伊藤 孝君) 現在上水道につきましては分担金の制度はありませんが、当初四十二、三年ころにこの施設を整備しましたので、その段階では分担金を賦課したというふうにちょっと記憶しておりますが、その部分につきましては今の段階ではちょっと資料がありませんので、幾ら賦課したかという部分についてはちょっと今資料を持ち合わせておりませんけれども、賦課したと記憶をしております。

議 長（高橋信幸君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 記憶のお話をされておりましたけれども、7万円の負担はいただきたいという説明がありましたが、これは地域の皆さんのご了解をいただいた、話し合いをされた結果なのかということを1つお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つは、今回の場合については当然加入金の負担はないというふうにして受けとめてよろしいわけですね。この2点お尋ねいたします。

議 長（高橋信幸君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） 集落の説明をして同意を得ているのかということではありますが、それは地域の集落の全員から集まっていたきまして、前段の部分については話を説明をし、理解を得ておりますし、なお7万円という状況につきましてはその範囲内ということで、今の段階では7万円を予定しております。ということで、地域住民には説明をし、理解を得ていると。おとといも内容につきましてはこういう形で今の事業の推移、そういうものを説明しながら、再度説明をいたしたところでありますし、11月か12月か、ちょっと日にちあれですが、一応最終の説明をして、このぐらいの数値という事業費を積算をしまして、こういう形でという今の説明をして理解をいただいたと解釈しております。

議 長（高橋信幸君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町吹浦簡易水道給水区域拡張事業分担金徴収条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第20号 遊佐町杉沢文化交流施設の設置及び管理に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 遊佐町杉沢文化交流施設の設置及び管理に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

(正 午)

休

憩

議 長(高橋信幸君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後1時)

議 長(高橋信幸君) 日程第7、議第21号 障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第22号 遊佐町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第23号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第24号 遊佐町立学校適正整備審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町立学校適正整備審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成23年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算7件について、予算審査特別委員会阿部満吉委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会阿部満吉委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（阿部満吉君）

平成23年3月14日

遊 佐 町 議 会
議 長 高 橋 信 幸 殿

予 算 審 査 特 別 委 員 会
委 員 長 阿 部 満 吉

審 査 結 果 報 告 書

平成23年3月7日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

- 議第9号 平成23年度遊佐町一般会計予算
- 議第10号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 議第11号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計予算
- 議第12号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
- 議第13号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
- 議第14号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 議第15号 平成23年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第16号 平成23年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

平成23年度遊佐町一般会計予算ほか7件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも

適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋信幸君） 起立多数です。

よって、議第9号 平成23年度遊佐町一般会計予算、議第10号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第11号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計予算、議第12号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第13号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第14号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第15号 平成23年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第16号 平成23年度遊佐町水道事業会計予算、以上8議案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第12、議第25号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第26号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第27号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第28号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第29号 遊佐町ふれあい広場及び遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 遊佐町ふれあい広場及び遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議第30号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第31号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第33号 町道路線の廃止及び認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 町道路線の廃止及び認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第21から日程第27まで、議第34号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第35号 人権擁護委員候補者の推せんについて、議第36号から議第40号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第34号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、平成23年3月31日で遊佐町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となる佐藤俊之氏について、引き続き同人を選任するため、提案するものであります。

続きまして、議第35号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、平成23年6月30日で人権擁護委員の任期が満了となる今野幸子氏について、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく提案するものであります。

議第36号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について。本案につきましては、平成23年3月31日で遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が満了となる高橋秀雄氏について、引き続き同人に委嘱するため、提案するものであります。

続きまして、議第37号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について。本案につきましては、平成23年3月31日で遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が満了となる土門秀樹氏について、引き続き同人に委嘱するため、提案するものであります。

議第38号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について。本案につきましては、平成23年3月31日で遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が満了となる高橋美喜子氏について、引き続き同人に委嘱するため、提案するものであります。

議第39号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について。本案につきましては、平成23年3月31日で遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が満了となる富樫裕典氏について、引き続き同人に委嘱をするため、提案するものであります。

議第40号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について。本案につきましては、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員村上幸子氏の任期が平成23年3月31日で満了になるため、新たに伊藤由美氏を適任者と認め、委嘱するため、提案するものであります。

以上、人事案件7件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後1時29分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後1時43分）

議 長（高橋信幸君） さきに提案しておりました日程第21、議第34号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第22、議第35号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第23、議第36号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第24、議第37号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第25、議第38号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第26、議第39号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第27、議第40号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第28、発議第1号 指定精米工場の設置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、庄内市町村議会議長会よりの要請により提出するものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、発議第2号 鳥海山の湧水・地下水などの水資源を保全するための新たな法規制、条例規制に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第1号において審査の結果採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、発議第3号 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第2号において審査の結果採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第470回遊佐町議会 3 月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2 時）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

平成 2 3 年 3 月 1 5 日

遊佐町議会議長 高 橋 信 幸

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉

遊佐町議会議員 佐 藤 智 則